

ぶんきょうく けんり かん じょうれい
文京区こどもの権利に関する条例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だいいっしょう そうそく だいいちじょう だいさんじょう
第一章 総則（第一条—第三条）

だいにしょう けんり だいよんじょう
第二章 こどもの権利（第四条）

だいさんしょう けんり ほしょう せきむ やくわり だいがじょう だいはちじょう
第三章 こどもの権利を保障するための責務及び役割（第五条—第八条）

だいよんしょう けんり ほしょう とりくみ だいきゅうじょう だいじゅうななじょう
第四章 こどもの権利を保障するための取組（第九条—第十七条）

だいがじょう けんりようごいん だいじゅうはちじょう だいにじゅういちじょう
第五章 こどもの権利擁護委員（第十八条—第二十一条）

ふそく
付則

こえ
こどもからの声

すべ けんり も
わたしたち全てのこどもは、「こどもの権利」を持っています。

けんり おとな すべ ひと し
「こどもの権利」について、大人にもこどもにも、全ての人に知ってほしいです。

がっこう ちいき みちか ぼしよ けんり し まな きかい
学校や地域など身近な場所で「こどもの権利」について知り、学ぶ機会をつくってほしいです。

けんり じぶんじしん かんが みちか ひと こえ ひろ
わたしたちも、「こどもの権利」について自分自身の考えをもち、身近な人から声をかけて広
めていきます。

いけん ひてい う と ぞんちょう
こどもの意見をはじめから否定することなく、しっかりと受け止めて、尊重し、こどもにとっ
なに いちばん だいいち かんが
て何が一番よいかを第一に考えてほしいです。

おとな いけん りかい なつとく りゆう せつめい
大人の意見については、こどもが理解して納得できるように理由をしっかりと説明してほしいで
す。

みづか かんが じぶん き おとな こえ き みまも
こども自らが考えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの声を聴いて、見守
ひつよう てだす
り、必要な手助けをしてほしいです。

おとな たいとう はな あ ぼ あんしん いけん い ぼ
大人と子どもが対等に話し合える場、安心して意見を言える場をつくってほしいです。

ひと くら き
まわりの人と比べられたり、「子どもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。

じぶんじしん かのうせい しん こせい も ひとり ひと む あ ゆめ
子どもが自分自身の可能性を信じられるように、個性を持った一人の人として向き合って、夢
がんばり せんちょう おうえん せいちょう みまも
や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守ってほしいです。

ちょうせん
わたしたちは、たくさん挑戦していきたいです。

ちょうせん しつぱい みまも う い おうえん
挑戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

じぶん みらい じぶん き せいちょう つづ かんきょう ていきょう
自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。

けんり まも かん ひみつ まも あんしん そうだん ぼしよ
「子どもの権利」が守られていないと感じたときに、秘密が守られ安心して相談できる場所
みちか
が身近にほしいです。

けんり しゅちょう しんらい ひと たす ぼしよ ようい
「子どもの権利」を主張できて、信頼できる人に助けてもらえる場所を用意してほしいです。

すべ けんり まも ねが こうどう
わたしたちは、全ての子どもにとって「子どもの権利」が守られるまちになることを願い、行動
していきます。

ぶんきょうく せんげん 文京区の宣言

すべ ひとりひとり せんざい
全ての子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。

けんこう じぶん そだ う けんり も
健康に、自分らしく育つために、生まれながらに権利を持っています。

ぶんきょうく じどう けんり かん じょうやく りねん もと けんり おとな
文京区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利について、子どもも大人

ただ し いっしょ まも じつげん めざ じょうれい せいてい
もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定します。

だいいっしょう そうそく 第一章 総則

もくてき
(目的)

だいいちじょう じょうれい じどう けんり かん じょうやく かんが ぶんきょうくぜんたい
第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、文京区全体でこどもの
けんり たいせつ まも すこ せいちょう ささ もくてき
権利を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

ことば いみ
(言葉の意味)

だいにじょう じょうれい く くいきない い か くない ざいじゅう
第二条 この条例において「子ども」とは、区の区域内（以下「区内」といいます。）に在住
ざいがく ざいきん とうくない せいかつ およ かつどう じゅうはっさいみまん ひとなら ひと
し、在学し、在勤する等区内で生活し、及び活動する十八歳未満の人並びにこれらの人と
ひと けんり みと てきとう ひと
等しく権利を認めることが適当である人のことをいいます。

じょうれい ほごしゃ おや さとおや た おや か よういく
2 この条例において「保護者」とは、こどもの親、里親その他の親に代わりこどもを養育
ひと
する人のことをいいます。

じょうれい くみんとう くない ざいじゅう ざいがく ざいきん ひとなら くない
3 この条例において「区民等」とは、区内に在住し、在学し、在勤する人並びに区内で
かつどう じぎょうしゃおよ だんたい
活動する事業者及び団体のことをいいます。

じょうれい そだ まな しせつ くない ほいくしょ ようちえん がっこう た
4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の保育所、幼稚園、学校その他のこどもが
そだ まな また かつどう りょう しせつ
育ち、学び、又は活動するために利用する施設のことをいいます。

きほんりねん
(基本理念)

だいさんじょう けんり つぎ かが かんが かつ きほんりねん ほしょう
第三条 こどもの権利は、次に掲げる考え方を基本理念として、保障されなければなりません。
ん。

いち すべ じんしゆ こくせき せいべつ せいできしこう せいじにん いけん しょうがい けいざいじょうきょう
一 全てのこどもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況
どう りゅう さべつ
等どんな理由でも差別されません。

に すべ いのち まも も う のうりよく じゅうぶんの せいちょう
二 全てのこどもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよ
いりょう きょういく せいかつ しえんとう う ほしょう
う、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

さん すべ じぶん かんけい ことがら じゅう いけん あらわ
三 全てのこどもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、こども
いけん ねんれい せいちょう ていど おう じゅうぶん そんちょう
の意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。

よん かん き おこな もっと よ
四 こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も善いことは
なに だいいち かんが
何かを第一に考えます。

だいにしょう けんり
第二章 こどもの権利

けんり
(こどもの権利)

だいよんじょう かにい そだ まな しせつ ちいきしゃかいとう ぼめん とく つぎ かが
第四条 こどもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等のあらゆる場面において、特に次に掲

けんり ほしょう
げる権利が保障されます。

いち あんしん い す けんり
一 安心して生きる、過ごすための権利

いのち まも およ そんちょう
ア 命が守られ、及び尊重されること。

けんこうてき せいかつ ひつよう いりよう ぎょうせい とう う
イ 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。

あんぜん あんしん す
ウ 安全・安心に過ごせること。

かぞく たいせつ ひと いっしょ す
エ 家族や大切な人と一緒に過ごせること。

に せいちょう かのうせい かん けんり
二 成長と可能性に関する権利

あそ まな およ やす
ア 遊び、学び、及び休むこと。

さまざま ぶんか げいじゆつ とう ふ およ した
イ 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しむこと。

く かえ ちょうせん
ウ 繰り返し挑戦できること。

てきせつ ほいく きょういく せいかつ しえんとう う も う のうりよく じゅうぶん の
エ 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばし

そだ
て育つことができること。

こせい みと じぶん かのうせい たいせつ
オ 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

さん ひつよう しえん う まも けんり
三 必要な支援を受け、守られる権利

なや こま とう そうだん
ア 悩んでいること、困っていること等を相談できること。

りゆう ふとう あつか う
イ こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

しんたいてきまた せいしんてき ぼうりよく さくしゆ ゆうがい ろうどうとう まも
ウ 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。

じんしゆ こくせき せいべつ せいてきしこう せいじにん いけん しょうがい けいざいじょうきょうとう りゆう
エ 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあら

さべつ ぎやくたい とう う あんしん い
ゆる差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること。

はったつ おう そんちょう
オ こどもの発達に応じてプライバシーが尊重されること。

よん いけんとう ひょうめい なかま かん けんり
四 意見等の表明と仲間づくりに関する権利

ア 自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること。

イ 仲間をつくり、集まること。

第三章 子どもの権利を保障するための責務及び役割

く せきむ (区の責務)

第五条 区は、子どもの権利を保障するための施策を推進し、子どもが安心して暮らすことができる環境をつくる取組を行うものとします。

2 区は、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとします。

3 区は、区民等及び育ち学ぶ施設と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

4 区は、国、都その他の関係機関と連携し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めるものとします。

ほごしゃ やくわり (保護者の役割)

第六条 保護者は、家庭が子どもの健やかな成長に大切な場であること並びに子どもの養育及び成長について保護者に第一の責任があることを認識し、子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 保護者は、必要に応じて、区、区民等及び育ち学ぶ施設の協力及び支援を受けながら、子どもが健やかに成長できるよう努めるものとします。

くみんとう やくわり (区民等の役割)

第七条 区民等は、子どもの権利について理解を深め、子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 区民等は、地域社会が子どもの健やかな成長に重要な役割を持っていることを認識し、子どもが健やかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するように努めるものとします。

3 事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとします。

そだ まな しせつ やくわり (育ち学ぶ施設の役割)

だいはいちじょう そだ まな しせつ そだ まな しせつ すこ せいちょう じゅうよう やくわり も
第八條 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健全な成長に重要な役割を持って

にんしき じぶん かんが あそ まな かつどう しえん
いることを認識し、こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を

おこな けんり ほしょう つと
行い、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。

そだ まな しせつ ほごしやおよ くみんとう たい そだ まな しせつ うんえいとう かん じょうほう
2 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報

ていきょう おこな たが きょうりょく しせつ うんえい つと
提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めるものとします。

だいよんしゅう けんり ほしょう とりくみ 第四章 こどもの権利を保障するための取組

いけんとう ひょうめい さんか
(こどもの意見等の表明と参加)

だいきゅうじょう じぶん いけんとう ひょうめい しゃかいてきかつどう さんか
第九條 こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することがで

いけんとう ねんれい せいちょう ていど おう じゅうぶん さんちょう
き、こどもの意見等は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ じぶん いけんとう ひょうめい しゃかいてきかつどう
2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動

さんか きかい かくほ つと
に参加する機会の確保に努めるものとします。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ かつどう いけんとう はんえいまた
3 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこ

さんか つと
どもの参加に努めるものとします。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ いけんとう ひょうめいおよ しゃかいてきかつどう
4 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表明及びこどもの社会的活動

さんか そくしん たいせつ およ ほうほう まな ひつよう じょうほう え
への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得る

つと
ことができるよう努めるものとします。

く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ いしひょうじ ほうほう たよう こうりょ
5 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こ

いし と ひつよう おう いけんとう だいべん つと
どもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めるものとします。

あんぜん あんしん す かんきょう
(安全・安心に過ごすことができる環境づくり)

だいきゅうじょう く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ じぶん
第十條 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもがありのままの自分でいられて、

あんぜん あんしん す かんきょう つと
安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めるものとします。

いばしょ
(こどもの居場所づくり)

だいきゅういちじょう く ほごしや くみんとうおよ そだ まな しせつ あそ まな た かつどう
第十一條 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動を

あんしん やす ひつよう いばしょ つと
するとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるものとします。

そだ まな かんきょう
(育ちと学びの環境づくり)

だいじゅうにじょう く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ しんしん じょうきょう お
第十二条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれてい
かんきょうとう おう のぞ そだ まな かんきょう つと
る環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるも
のとしします。

あんしん そうだん かんきょう
(安心して相談できる環境づくり)

だいじゅうさんじょう く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ なや こま
第十三条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困ってい
とう きがる あんしん そうだん かんきょう つと
ること等について、ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとしま
す。

ぎゃくたい たいぼつ とう けんりしんがい ぼうし
(虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止)

だいじゅうよんじょう だれ たい ぎゃくたい たいぼつ とう けんりしんがい おこな
第十四条 誰であっても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行って
はなりません。

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ たい ぎゃくたい たいぼつ とう けんり
2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の権利
しんがい ぼうしおよ そうきほっけん つと
侵害の防止及び早期発見に努めるものとします。

くおよ そだ まな しせつ ぎゃくたい たいぼつ とう けんりしんがい う てきせつ じんそく
3 区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速
きゅうさい かんけいきかん れんけい ひつよう しえん おこな
に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

ひんこん ぼうし
(貧困の防止)

だいじゅうごじょう く すべ だれひとりと のこ すこ そだ まな
第十五条 区は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことが
くみんとうおよ そだ まな しせつ きょうりよく ひんこん ぼうし つと
できるよう、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものと
します。

けんり かん ふきゅうけいはつとう
(こどもの権利に関する普及啓発等)

だいじゅうろくじょう く けんり ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ たい
第十六条 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対し
しゅうち また がくしゅう きかい もう とう とりくみ ふきゅうけいはつ おこな
て、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとします。

く けんり まな じぶん ひと けんり たいせつ
2 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができよう
ひつよう しえん おこな
必要な支援を行うものとします。

けんり かん しさく すいしん
(こどもの権利に関する施策の推進)

だいじゅうななじょう く すべ けんり ほしょう ほごしゃ くみんとうおよ そだ
第十七条 区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち

まな しせつ きょうりょく けんり かん とりくみ すいしん
学ぶ施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進するものとします。

だいがしやう けんりようごいいん
第五章 こどもの権利擁護委員

けんりようごいいん せっち
(こどもの権利擁護委員の設置)

だいじゅうはちじょう く けんり しんがい てきせつ じんそく きゅうさい はか くちやう
第十八条 区は、こどもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の

ふぞくきかん ぶんきやうく けんりようごいいん い か けんりようごいいん お
附属機関として、文京区こどもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」といいます。）を置き
ます。

けんりようごいいん つぎ かか しよくむ たんとう
2 権利擁護委員は、次に掲げる職務を担当します。

いち けんり ほしょう そうだん おう ひつよう じよげんおよ しえん おこな
一 こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

に けんり ほしょう ひつよう ちやうさおよ ちやうせい
二 こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること。

さん けんり しんがい きゅうさい かんけいしゃ ひつよう ようせい
三 こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に必要な要請をすること。

よん けんり しんがい ふせ また けんり ほしょう いけん ひやうめい
四 こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表明すること。

ご けんり しんがい きゅうさい けんり ほしょう りかい ひろ
五 こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての理解を広めていくこ
と及び関係者との協力の推進に関すること。

けんりようごいいん さんにんない じんかく こうけつ しゃかいてきしんぼう けんり かん
3 権利擁護委員は、三人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に関して
すぐ しきけん ゆう もの くちやう いしよく
優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱します。

いいん にんき にねん さいにん
4 委員の任期は、二年とします。ただし、再任されることができます。

くちやう けんりようごいいん しんしん こしやう しよくむ おこな みと
5 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき、

だいさんこう しようけん み また しよくむじやう ぎ むいはん た けんりようごいいん
第三項の要件を満たさなくなったとき又は職務上の義務違反その他の権利擁護委員として
おこな みと しよく と
ふさわしくない行いがあると認めるときは、その職を解くことができます。

けんりようごいいん しよくむじやう し え ひみつ も しよく しりぞ あと
6 権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も
どうよう
同様とします。

けんりようごいいん しよくむ すす かた
(権利擁護委員の職務の進め方)

だいじゅうきゅうじょう けんりようごいいん しょくむ おこな いけんとう き いけんとう
第十九条 権利擁護委員は、職務を行うときは、子どもの意見等を聞き、その意見等を
そんちょう もっと よ かんが おこな
尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとしま
す。

けんりようごいいん こうせい こうへい しょくむ おこな
2 権利擁護委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

けんりようごいいん どりつ しょくむ おこな ひつよう おう ごうぎ
3 権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、必要に応じて合議を
おこな
行います。

けんりようごいいん じぶん りがいかんけい じあん しょくむ おこな
4 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができませ
ん。

けんりようごいいん まいねんど しょくむ じっしじょうきょう くちょう ほうこく
5 権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。
ん。

く けんりようごいいん どりつせい こうせい こうへい しょくむ おこな かんきょう かくほ
6 区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を確保す
るために必要な協力及び支援を行うものとしします。
ひつよう きょうりょくおよ しえん おこな

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ けんりようごいいん そうだんとう かんきょう
7 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもが権利擁護委員に相談等をしやすい環
境を
ととの つと けんりようごいいん しょくむ きょうりょく つと
を整えるよう努めるとともに、権利擁護委員の職務に協力するよう努めるものとしします。
けんりようごいいん そうだんとう
(権利擁護委員への相談等)

だいにじゅうじょう およ かんけい ひと けんりようごいいん けんり ほしょう
第二十条 子ども及びその子どもに関係のある人は、権利擁護委員に子どもの権利の保障に
ひつよう そうだん おこな また だいじゅうはちじょうだいにこうだいさんごう きてい ようせいも どうこう
ついて必要な相談を行い、又は第十八条第二項第三号に規定する要請若しくは同項
だいよんごう きてい いけん ひょうめい おこな もと
第四号の規定による意見の表明を行うことを求めることができます。

けんりようごいいん ようせいおよ いけん そんちょうとう
(権利擁護委員の要請及び意見の尊重等)

だいにじゅういちじょう く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ けんりようごいいん だいじゅうはちじょうだいにこう
第二十一条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、権利擁護委員から第十八条第二項
だいさんごう きてい ようせいまた どうこうだいよんごう きてい いけん ひょうめい う
第三号に規定する要請又は同項第四号の規定による意見の表明を受けたときは、これを
そんちょう ひつよう とりくみ おこな つと
尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしします。

く ぜんこう とりくみ おこな ないよう けんりようごいいん ほうこく
2 区は、前項の取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければなりません。
どうこう とりくみ おこな りゆう つ けんりようごいいん
ん。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利擁護委員

ほうこく
に報告しなければなりません。

ふ そく
付 則

じょうれい れいわはちねんしがつついたち しこう だいごしょう きてい こうふ ひ
この条 例は、令和八年四月一日から施行します。ただし、第五章の規定は、公布の日から
きさん ななつき こ はんいなく きそく さだ ひ しこう
起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。